

令和2年7月10日

佐賀消費者フォーラムと株式会社平安閣エヌピーオー互助会との間の  
訴訟に関する控訴審判決について

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 判決の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム（以下「控訴人」という。）が、冠婚葬祭の互助会を運営する株式会社平安閣エヌピーオー互助会（以下「被控訴人」という。）に対し、被控訴人が不特定かつ多数の消費者との間で締結する、消費者が将来行う冠婚葬祭に備え、所定の月掛金を前払で積み立てることにより冠婚葬祭に係る役務等の提供を受ける権利を取得し、被控訴人が当該消費者の請求により冠婚葬祭に係る役務サービス等を提供する義務を負うことを内容とする契約（以下「本件契約」という。）に適用される契約約款中、契約期間中に消費者が解約したときの返戻金額を支払済みの月掛金残高から所定の手数料を差し引いた金額とする旨の条項（以下「本件解約金条項」という。）は、消費者契約法（以下「契約法」という。）第9条第1号及び第10条<sup>(※1)</sup>の規定に該当して無効であると主張して、契約法第12条第3項の規定に基づき、①解約時に支払済金額から解約金を差し引いて消費者に対し返金することを内容とする意思表示の差止め、②本件解約金条項が印刷された契約書ひな形の廃棄、並びに③①の内容の意思表示を行うための事務を行わないこと及び②の契約書ひな形を破棄すべきことを被控訴人の従業員らに指示することを求めた事案である。

原判決（佐賀地方裁判所が令和元年6月14日に言渡し）<sup>(※2)</sup>が、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が控訴し（同月26日付けで福岡高等裁判所に控訴）、本件契約のうち、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）に規定する訪問販売に該当するものについて、特商法第58条の18第2項第2号<sup>(※3)</sup>の規定に基づく差止請求を追加した。

(※1) 消費者契約法

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ず

べき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分  
二 〔略〕

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しな  
い規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重す  
る消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者  
の利益を一方的に害するものは、無効とする。

(※2) 参考：第一審判決の概要

令和元年10月9日、消費者庁ウェブサイトに掲載した（別添資料）。

(※3) 特定商取引に関する法律

(訪問販売に係る差止請求権)

第五十八条の十八 〔略〕

2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を  
締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役  
務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、  
その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為  
に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置を  
とることを請求することができる。

一 〔略〕

二 第十条の規定に反する特約

(注) 上記の訴訟が提起された日現在の規定

## (2) 結果

福岡高等裁判所は、令和2年5月27日、以下のように判断した上で、控訴人の  
請求を一部認容して、原判決を変更する判決を下した（控訴人は、同年6月9日  
付けで上告受理申立てを行い、被控訴人は、同月8日付けで上告及び上告受理申  
立てを行った。）。

### ア 主たる争点

- i) 本件契約（訪問販売に該当するものを除く。）の解約により生じる平均的  
な損害の額
- ii) 本件契約のうち訪問販売に該当するものに係る契約の締結及び履行のため  
に通常要する費用の額
- iii) 本件解約金条項は契約法第10条の規定に該当し無効であるか

### イ 主たる争点についての裁判所の判断の概要

#### 【争点 i 及び ii について】

- (1)(一) 契約法第9条第1号の「平均的な損害」とは、当該事業者が締結する  
多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的

な損害の額をいい、具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値をいうものと解される。

本件においては、会員から冠婚葬祭の施行の請求がされる前に会員によって本件契約が解約される場合に、解約に伴い被控訴人に生じる損害の額の平均値が問題となる所、上記損害は、解約に伴い生じるものに限られるから、解約との間に相当因果関係が認められる必要があるといふべきである。そして、損害の額の平均値については、被控訴人が基準年度に支出した費用を基に、契約1口当たりの損害額を算出するのが相当である。

- (二) 上記の観点から、被控訴人が本件契約に関して支出する費用についてみると、これらの費用のうち、契約締結に要する費用及び会員管理に要する費用は、基本的には、個々の契約との関係で支出が必要となる費用であり、当該契約が解約された場合には被控訴人にとって無駄な支出となってしまうものであるから、解約と相当因果関係のある損害と認められる。また、解約手続に要する費用が解約と相当因果関係のある損害に当たることは当然のことである。
- (三) 他方、会員募集に要する費用は、被控訴人の事業運営の一環としての営業活動に要する費用であって、個々の契約の締結の有無にかかわらず生じるものであるから、解約との間に相当因果関係を認めることはできず、解約に伴い被控訴人に生じる損害には含まれないといふべきである。
- (2) 前記(1)を前提に、本件契約の解約に伴い被控訴人に生じる平均的な損害を具体的に検討すると、次のとおりとなる。
- (一) 契約締結前の会員募集に要する費用（別紙1記載番号1-3（(1)及び(2)を除く。）、1-4（(1)を除く。）、1-8、1-10、1-11（(1)及び(2)を除く。）、1-12（(1)及び(2)を除く。）、1-15～1-17、1-18①）は、個々の契約の締結の有無にかかわらず生じるものであって、個々の契約の解約に伴い無駄になるとはいえず、解約に伴い被控訴人に生じる損害には含まれない。
- これらの費用のうち、契約締結に至った会員の募集に要する費用（同1-3(3)、1-4(2)、1-8、1-16、1-17）に限っても同様である。
- (二) 契約締結に要する費用（別紙1記載番号1-1、1-2、1-3(1)及び(2)、1-4(1)、1-5～1-7、1-9、1-11(1)、(2)、1-12(1)、(2)、1-13、1-14）は、いずれも個々の契約の解約に伴い無駄なものとなるから、同費用を年間新規加入契約口数5,673口で除したものが解約に伴い被控訴人に生じる平均的な損害となる。
- また、契約約款、入会申込書、加入者証等の印刷代（同1-19）、加入者証郵送料（同1-20）も、契約締結に要する費用であり、契約の解約に伴い被控訴人に生じる平均的な損害に含まれる。
- 他方、営業用建物は契約締結に関する業務にも使用されているもののその使用に要する費用（同1-18）は個々の契約の締結の有無にかかわら

ず生じるものであるから、解約に伴い被控訴人に生じる平均的な損害に含まれるとはいえない。

- (三) 会員管理に要する費用（別紙 2 記載番号 2-1～2-5、2-10、2-12～2-14、2-17、2-18、2-20、2-21）は、個々の契約との関係で支出が必要となる費用であって、個々の契約の解約に伴い無駄なものとなる。このうち月掛金の集金に要する費用（同 2-1）を年間口座振替請求件数 40 万 1903 件で除したものと及びその余の費用を平成 27 年 4 月末日時点の契約口数 21 万 6497 口で除したものを月割りにしたものの合計が、入会期間 1 か月につき被控訴人に生じる平均的な損害となる。なお、上記の費用に、被控訴人のグループとしての業務に係るものや A 株式会社（被控訴人が、本件契約に基づいて役務等を提供するに当たり、施行を委託している会社）の業務に係るものが含まれていると認めるに足りる証拠はない。

他方、営業用建物を会員管理に関する業務に使用することに要する費用（同 2-22）は、個々の契約の締結の有無にかかわらず生じるものであるから、個々の契約の解約に伴い被控訴人に生じる平均的な損害に含まれるとはいえない。

また、会員募集に要する費用のうち契約に至った会員の分を除いたもの（同 2-6～2-9、2-11、2-15、2-16、2-19、2-23）は、個々の契約の締結の有無にかかわらず生じるものであり、本件契約の性質、内容を踏まえても、解約との間に相当因果関係が認められないことになりはならず、会員管理に要する費用として解約に伴い被控訴人に生ずる平均的な損害に含まれるとはいえない。

- (四) 解約手続に要する費用（別紙 3 記載番号 3-1～3-6）は、個々の契約の解約に伴い支出を要するものであるから、同費用を年間解約口数 5,829 口で除したものが解約に伴い被控訴人に生じる平均的な損害となる。

また、解約手続に要する書類の印刷代（同 3-7、3-8）も、解約手続に要する費用であり、1 口当たりの印刷代が解約に伴い被控訴人に生じる平均的な損害となる。

- (五) そうすると、本件契約の解約に伴い被控訴人に生じる平均的な損害は別紙 1 から 3 までの各「当裁判所の判断」欄記載のとおりであり、契約締結に要する費用 1 万 6149 円及び解約手続に要する費用 5,312 円の合計 2 万 1461 円に入会期間 1 か月につき会員管理に要する費用 122 円を加えた額となる。

- (3) そして、以上に検討したところによれば、本件契約のうち訪問販売に該当するものに係る契約の締結及び履行のために通常要する費用の額は、前記の平均的な損害の額と結果的に一致する。

#### (4) 小括

以上から、本件解約金条項は、消費者が冠婚葬祭の施行を請求するまでの間に解約する場合、支払済金額から 2 万 1461 円及び入会期間 1 か月につき

122円を加えた額を超える解約金を差し引いて消費者に返金する旨を定める部分について無効である（本件契約のうち訪問販売に該当するものについて契約法第11条第2項、特商法第10条第1項第4号、その余の契約について契約法第9条第1号）。

### 【争点iiiについて】

前示のとおり、本件解約金条項のうち、訪問販売に該当するものに係る契約の締結及び履行のために通常要する費用の額並びにその余の契約に係る平均的な損害の額を超える部分は特商法第10条第1項第4号及び契約法第9条第1号の規定によって無効とされるところ、本件解約金条項の内容に照らすと、その余の部分が契約法第10条の規定に該当するとはいえない。

### 【結論】

以上の次第で、控訴人の請求は、契約法第12条第3項及び特商法第58条の18第2項第2号に規定する差止請求権に基づき、被控訴人に対し、消費者との間で冠婚葬祭の互助会契約を締結するに際し、①消費者が冠婚葬祭の施行を請求するまでの間に解約する場合、解約時に支払済金額から2万1461円及び入会期間1か月につき122円を加えた額を超える解約金を差し引いて消費者に返金する旨を内容とする意思表示を行ってはならないこと、②上記の内容の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を廃棄すること並びに従業員らに上記の意思表示を行うための事務を行わないこと及び③上記の契約書用紙を廃棄することを指示すること、を求める限度で理由があるから同限度で認容し、その余の請求は理由がないから棄却すべきところ、これと異なる原判決は一部不当であるから、本件控訴は一部理由がある。

## 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム（法人番号 2300005005986）

## 3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社平安閣エヌピーオー互助会（法人番号 5290001049953）

## 4. 当該判決に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

### 【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9148

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)

別紙1 会員募集に要する費用

番号	損害項目	内容	被控訴人の主張		当裁判所の判断
			主位的主張	予備的主張	
1-1	人件費	新規契約を獲得した際に社員に支給する歩合給			
1-2		契約締結時の会員登録等の業務を行う総務部社員に支給する給与等			
1-3		渉外担当(社員・準社員)に支給する基本給等			
		(1) うち契約締結時に要する費用(社員)			
		(2) うち契約締結時に要する費用(準社員)			
1-4		(3) うち契約締結より前の募集に要する費用で直接的に契約締結に至った会員の分(準社員)			
		電話での新規契約勧誘等を行うテレポ担当(社員・パート)に支給する給与等			
1-4		(1) うち契約締結時に要する費用(社員)			
		(2) うち契約締結より前の募集に要する費用で直接的に契約締結に至った会員の分(パート)			
1-5		地区担当(準社員)に支給する基本給等のうち、地区担当による直接契約の場合の、契約締結時に要する費用			
1-6		地区担当(準社員)に支給する基本給等のうち、地区担当以外(渉外・テレポ・社員・施行会社)を経由した契約締結の場合の、契約締結時に要する費用			
1-7	地区担当(社員)に支給する基本給等のうち、契約締結時に要する費用				
1-8	契約締結より前の募集にかかる費用のうち、直接的に契約締結に至った会員の分(地区担当(準社員)に支給する基本給等の一部)				
1-9	委託手数料	施行会社が、新規契約を締結した場合に、当該会社に支払う手数料			
1-10	電話料	営業部電話料			
1-11		営業部従業員が契約の勧誘時等に使用する車両のリース料			
		(1) うち渉外担当が契約締結の際に使用した車両のリース料			

		(2) うちテレポ担当が契約締結の際に使用した車両のリース料			
		営業部従業員が使用した車両に関する駐車料、ガソリン代			
1-12	交通費等	(1) うち渉外担当が契約締結の際に使用した車両のガソリン代と駐車料			
		(2) うちテレポ担当が契約締結の際に使用した車両のガソリン代と駐車料			
1-13		地区担当(準社員)が自己車両を業務に使用した場合に支給する車両持込手当のうち、地区担当による直接契約締結の場合の契約締結時にかかる費用			
1-14		地区担当(準社員)が自己車両を業務に使用した場合の車両持込手当のうち、地区担当以外(渉外・テレポ・社員・施行会社)を経由した契約締結の場合の、契約締結時にかかる費用			
1-15	会報誌作成費用	3Sライフ(セリエンスクラブオフ等の優待情報等を紹介する情報誌)の新聞折り込み分(印刷、折り込み料)			
1-16	パンフレットの郵送料	契約締結より前の募集にかかる費用のうち、直接的に契約締結に至った会員の分(郵送料)			
1-17	印刷代	契約締結より前の募集にかかる費用のうち、直接的に契約締結に至った会員の分(互助会パンフレットを入れる封筒の印刷代)			
小計 ①					
年間新規加入契約口数 ②					
1口の契約を締結するにあたっての損害額(①÷②) (A)					

1-18	営業用建物の使用に要する費用	営業部門が使用している、自社物件たる建物・敷地の減価償却費・公租公課 営業部門が使用している、賃借物件たる建物・敷地に関わる地代家賃 営業部門が使用している、建物の水道光熱費			
小計					
上記40%相当額 ①					
年間新規加入契約口数 ②					
1口あたりの損害額(①÷②) (B)					

損害項目	内容	支出金額	冊数(枚数)	単価
1-19 印刷代	契約約款・パンフレットの印刷代			
	確認書の印刷代			
	入会申込書の印刷代			
	加入者証の印刷代			

		会員の皆様へ(加入者証と同封)					
		加入者証入れ封筒の印刷代					
1-20	加入者証郵送料	各会員に送付する加入者証の送付代					
		1口の契約を締結するにあたっての損害額 (C)					

	合計	( A + B + C )					
--	----	---------------	--	--	--	--	--

別紙2 会員管理に要する費用

番号	損害項目	内容	被控訴人の主張		当裁判所の判断
			主位的主張	予備的主張	
2-1	月掛金の集金に要する費用	年間口座振替手数料 ①			
		年間口座振替請求件数 ②			
		1口1か月当りの損害額(①÷②) (A)			
2-2	人件費	地区担当(準社員)に支給する基本給等のうち、会員募集にかかる費用と、解約手続きにかかる費用を除いた分			
2-3		地区担当(社員)に支給する基本給等のうち、会員募集にかかる費用と、解約手続きにかかる費用を除いた分			
2-4		地区担当(パート社員)に支給する給与等(訪問カード入力業務)			
2-5		会員管理業務を行う総務部社員に支給する給与(情報カード入力及び会員管理業務)			
2-6		渉外担当(社員)に支給する基本給等のうち、相互扶助のための会員管理に要する費用(1-3の一部)			
2-7		渉外担当(準社員)に支給する基本給等のうち、相互扶助のための会員管理に要する費用(1-3の一部)			
2-8		テレアポ担当(パート)に支給する基本給等のうち、相互扶助のための会員管理に要する費用(1-4の一部)			
2-9		テレアポ担当(社員)に支給する基本給等のうち、相互扶助のための会員管理に要する費用(1-4の一部)			
2-10		電話料	地区担当等の電話料		
2-11	営業部電話料(1-10)				
2-12	交通費等	地区担当(準社員)が自己車両を業務に使用した場合の車両持込手当			
2-13		地区担当(社員)が会員宅を訪問する際等に使用する車両リース料			
2-14		地区担当(社員)が会員宅を訪問する際等に使用した車両の駐車料・ガソリン代			
2-15		営業部従業員が勧誘時等に使用する車両のリース料のうち、相互扶助のための会員管理に要する費用(1-11の一部)			
2-16		営業部従業員が使用した車両に関するガソリン代と駐車料のうち、相互扶助のための会員管理に要する費用(1-12の一部)			
2-17	保証料	前受金の保全に要する費用			
2-18	会報誌作成費用等	3Sライフ(セリエンスクラブオフの優待情報等を紹介する情報誌)の印刷代、セリエンスクラブオフのサービス提供料			
2-19		3Sライフ(セリエンスクラブオフ等の優待情報等を紹介する情報誌)の新聞折り込み分(印刷、折り込み料)(1-15)			
2-20	会員管理運営費	会員管理のためのコンピュータシステムの運営費(減価償却費、ライセンス料、保守料)			

2-21	完納通知費用	満期会員登録証、満期会員証入れ封筒、満期証書お礼状の印刷費			
2-22	営業用建物の使用に要する費用	1-18×0.3(管理分30%)			
2-23	費用	1-18×0.4(営業分40%)			
小計 ①					
保有契約口数 ②					
1口1か月当りの損害額(①÷②÷12) (B)					

合計 ( A + B )					
--------------	--	--	--	--	--

別紙3 解約手続に要する費用

番号	損害項目	内容	被控訴人の主張	当裁判所の判断	
3-1	人件費	解約受付業務を行う総務部社員に支給する給与			
3-2		地区担当(準社員)に支給する基本給等のうち、解約手続の為の訪問にかかる費用			
3-3		地区担当(社員)に支給する基本給等のうち、解約書類チェックにかかる費用			
3-4		解約手続業務を行う総務部社員に支給する給与			
3-5	交通費等	地区担当(準社員)が自己車両を業務に使用した場合の車両持込手当のうち、解約手続の為の訪問にかかる費用			
3-6	振込手数料	払戻金の振込手数料			
小計 ①					
年間解約口数 ②					
1口当りの損害額(①÷②)		(A)			
番号	損害項目	内容	支出金額	枚数	単価
3-7	印刷代	解約申請書			
3-8		解約報告書			
1口当りの損害額		(B)			
合計		(A + B)			

令和元年 10 月 9 日

佐賀消費者フォーラムと株式会社平安閣エヌピーオー互助会との間の  
訴訟に関する判決について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 判決の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム（以下「原告」という。）が、冠婚葬祭の互助会を運営する株式会社平安閣エヌピーオー互助会（以下「被告」という。）に対し、被告が不特定かつ多数の消費者との間で締結する、消費者が将来行う冠婚葬祭に備え、所定の月掛金を前払で積み立てることにより冠婚葬祭に係る役務等の提供を受ける権利を取得し、被告が当該消費者の請求により冠婚葬祭に係る役務サービス等を提供する義務を負うことを内容とする契約（以下「本件契約」という。）に適用される契約約款中、契約期間中に消費者が解約したときの返戻金額を支払済みの月掛金残高から所定の手数料を差し引いた金額とする旨の条項（以下「本件解約金条項」という。）は、消費者契約法（以下「法」という。）第 9 条第 1 号及び第 10 条<sup>(※)</sup>の規定に該当して無効であると主張して、法第 12 条第 3 項の規定に基づき、①解約時に支払済金額から解約金を差し引いて消費者に対し返金することを内容とする意思表示の差止め、②本件解約金条項が印刷された契約書ひな形の廃棄、並びに③①の内容の意思表示を行うための事務を行わないこと及び②の契約書ひな形を破棄すべきことを被告の従業員らに指示することを求めた事案である（平成 28 年 12 月 5 日付けで佐賀地方裁判所に対して訴訟を提起）。

(※) 消費者契約法

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 〔略〕

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しな

い規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

(注) 上記の訴訟が提起された日現在の規定

## (2) 結果

佐賀地方裁判所は、令和元年6月14日、以下のように判断した上で、原告の請求を全て棄却した（原告は、同月26日付けで福岡高等裁判所に控訴した。）。

### ア 主たる争点

- i) 本件契約の解約により生じる平均的な損害の額
- ii) 本件解約金条項は法第10条の規定に該当し無効であるか

### イ 主たる争点についての裁判所の判断の概要

#### 【争点 i】

#### (一) 法第9条第1号の「平均的な損害」について

法第9条第1号の「平均的な損害」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額を指し、具体的には、解除の時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生じる損害の額の平均値をいうものと解される。

本件については、訴訟が提起された直前の1年間である基準年度（平成27年5月1日から平成28年4月30日までの期間をいう。以下同じ。）に生じた費用をもって、被告に生じる損害の額の平均値を算定することが可能である。

#### (二) 本件解約金条項所定の解約手数料が同種の契約の解約に伴い被告に生じる損害の額の平均値を上回るかについて

##### ① 本件契約の性格について

本件契約によって、被告が結婚式や葬式といった具体的な役務サービス等を提供するのは、会員（被告との間で本件契約を締結した消費者をいう。以下同じ。）から請求があった後ではあるが、被告は、本件契約を締結することにより、会員から請求を受けた際に適切に役務サービス等を提供するための会員管理の業務（以下「会員管理業務」という。）を行うことになる。

また、本件契約は、各会員が、将来行う冠婚葬祭の際、多額の出費が必要となることに備えて、数千円程度の比較的少額な月掛金を前払する方法で積立てを行い、最終的には契約金額（積立金の合計金額）よりも高額な費用を要する儀式の施行を受けるというものである。現実には儀式を施行する時期は不確定であり、あらかじめ予測することが困難な場合も多い。そうすると、互助会を構成する会員が一定数確保され、会員が

らの積立金が蓄積されることにより、常時、その一部を利用して、契約金額を上回る金額の役務サービス等を当該会員に提供できる状態にあることが、互助会制度を維持していく上で不可欠となる。ところが、役務サービス等の提供は1回に限られるから、儀式の施行が終われば、原則として契約は終了するし、会員による中途解約、月掛金の延滞による契約の失効等によっても会員数は減少する。そうすると、被告は、会員に対し本件契約に基づく役務サービス等の提供を適切に履行するために、常時新規の会員を獲得する必要がある、そのための募集業務（以下「会員募集業務」という。）を行うとともに、会員数を維持するための措置を講じる必要があることになる。

② 中途解約に伴う「平均的な損害の額」の算出方法について

①のとおり、被告は、役務サービス等の提供の請求を受ける前であっても、各会員に対し将来適切な役務サービス等を提供するために、会員の募集・管理に係る業務を行う必要があるところ、これについて被告が支出した費用は、会員が中途解約することで無駄なものとなるから、当該中途解約に伴う損害であると認められる。

ある期間中に支出された会員募集費用は、当該期間中に締結された新規の本件契約について生じたものと考えられるし、ある期間中に支出された会員管理費用は、当該期間中の契約総口数について生じたものと考えられるから、当該期間中の会員募集及び会員管理の費用をこれらで除することで、特定の中途解約に伴う平均的な損害を算出することが可能である。

③ 被告の「平均的な損害の額」について

基準年度中に被告が支払った(1)会員募集業務に従事する従業員に係る人件費、(2)会員管理業務に従事する従業員に係る人件費、(3)会員募集業務の委託手数料、(4)会員募集業務及び会員管理業務に係る電話料、(5)会員募集業務及び会員管理業務に係る交通費等、(6)新規会員の募集のために作成された会報誌その他の書類の作成費用、(7)被告が会員募集業務及び会員管理業務のために用いる建物について支出した費用、(8)本件契約に関し割賦販売法第35条の3の62が準用する同法第18条の3の規定に基づき被告が前受金保全措置として締結した前受業務保証金供託委託契約に係る保証料、(9)多数に上る本件契約を適切に管理するためのコンピュータシステムの利用の費用、(10)完納通知費用等については、いずれも平均的な損害に含まれる。

被告が違約金や身元保証金として徴収した金員のうち、違約金については不適切な会員募集によって歩合給を獲得した者に対する制裁金として徴収されていると認められるのであり、これにより中途解約による損害が補填されているとは認められない。身元保証金については中途解約による損害の補填に充てられた事実は認められない。

④ 本件解約金条項の定める解約手数料が「平均的な損害の額」を上回るか

について

本件で算定された本件契約を解約された場合の「平均的な損害の額」は、本件契約の3つのコース、いずれの払込時点等においても、本件解約金条項の定める解約手数料を上回っている。

したがって、本件解約金条項の定める解約手数料は、法第9条第1号に定める「平均的な損害の額」を超えているとは認められない。

**【争点ii】**

本件解約金条項の定める解約手数料は、法第9条第1号に定める「平均的な損害の額」を超えているとは認められないから、本件解約金条項は、任意規定による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重するものとはいえない。

**【結論】**

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとする。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム（法人番号 2300005005986）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社平安閣エヌピーオー互助会（法人番号 5290001049953）

4. 当該判決に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上